

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とさせていただきます)

告示

鳥取県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇ 告 示 目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法施行規則による指定医療機関からの届出解除予定の保安林にする旨の通知
- 保安林の解除予定
- 公共測量を実施する旨の通知
- 公共測量を終了した旨の通知
- 土地の用途廃止
- 農地法による土地配分計画の作成
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による特別被害地域の区域の指定
- 有料道路大山環状道路の料金を徴収する期間及び時間

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 診 療 科 名 開設者名

昭和四十年九月十五日 林 齒科医院 鳥取市立川町二丁目一〇九

” 一日 松本 ” ” 上魚町五〇 ” 齒科 林 寛

” 十月 一日 西田内科 倉吉市堺町二丁目九六二の三番地 胃腸科、循環器科、呼吸器科、放射線科 西田龍之介

” ” 川本内科 ” ” 上井町一丁目九番地 呼吸器科、消化器科、循環器科、放射線科 川本 悦夫

” 八月二十五日 ノヅ医院 岩美郡国府町宮ノ下二八七 内科、小児科 野津登志子

鳥取県告示第五百号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり届出があつたので、同規

名称	所在地	診療科名	廃止理由	廃止年月日
中河原診療所	岩美郡国府町中河原七七番地	内科、小児科	医師がいなため	昭和四十年四月一日
林 齒科医院	鳥取市湯所一七四ノ二	齒科	診療所移転のため	昭和三十八年五月二十五日
林 "	" 立川町二丁目一〇九	"	開設者死亡のため	"
松本 "	" 鍛冶町三一	"	診療所移転のため	昭和四十年八月三十一日

鳥取県告示第五百一號

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字別府字岩ヤマ六六五から六七一まで

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百二號

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字漆原字向山五七一一次一、五七一一次二、五七一一次

三、五七三、字珍寺五七〇

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百三號

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市高住字鷺谷口八八四一、八八四二、気高郡気高町大字宿字北谷五三一、大字勝見字清乗谷七八三一二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三―七七八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

製材所建設のため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字沖の山、若桜町大字諸鹿字沢川（以上二字固有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

建物敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課並びに智頭町役場及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、中国電気通信局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 測量の目的 電信電話地図作成

二 測量の地域及び期間

東伯郡三朝町 九月下旬から十月上旬まで
 東伯郡東郷町 九月下旬から十月上旬まで
 気高郡気高町 九月下旬から十月上旬まで
 気高郡鹿野町 九月下旬から十月上旬まで
 気高郡青谷町 九月下旬から十月上旬まで

鳥取県告示第五百七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 通信地図修正測量
- 二 作業地域

倉吉市余戸谷町、河原町、広瀬町、鍛冶町一丁目、鍛冶町三丁目、越中町、瀬崎町、越殿町、西岩倉町、東岩倉町、福吉町、福吉町二丁目、仲之町、西仲町、東仲町、西町、大正町、明治町、研屋町、魚町、東町、堺町一丁目、堺町二丁目、新町一丁目から新町三丁目まで、荒神町、湊町、住吉町、宮川町、駄経寺、西倉吉町、秋喜、昭和町、生田、福守
 東伯郡大栄町、北条町
 三 終了年月日 昭和四十年九月四日

鳥取県告示第五百八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十年十月一日から用途廃止した。

昭和四十年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積 用 途
 倉吉市津原字村ノ内四〇八番地先 道路敷 八・六一坪 道路敷
 東伯郡大栄町大字由良宿字辻一〇五八番 〃 二二・六七坪 〃
 一地先

鳥取県告示第五百九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

計	土地												区分	
	堀越	大(日光)山	溝口外二(大平原)	手間村	場大山演習	賀野	山西	堀越	明治	良路(角盤新)	大山外二	高田原	逢坂外四(逢坂)	地区名(工区)
	鳥取		日野			西伯	氣高		鳥取				西伯	郡市
			溝口	会见	中山	会见	青谷			伯仙	名和	中山	町村	所在地
	堀越	富原大成	上野	田住	赤坂下甲	朝金	八葉寺	伏野	上原	尾高	高田	松河原	大字	地
													渡口数	入
		二							三	一		四	予定壳渡口数	植
		八、二二二							二、七〇〇	四、〇〇〇		七、九二〇	予定壳渡口数	反
		三		一		一	三	一	一	四	四	反	予定壳渡口数	増
		二、〇二一		三三二		一、二二二	四六、八二二	五、二〇七	一、〇〇〇	一、一〇八	四、八二二		予定壳渡口数	反
													予定壳渡口数	団
													予定壳渡口数	体
														摘
														要
一〇														
二二、五〇二														
一八														
六二、八〇〇														
三														
一〇、八二四														
	団体一口 道水路一口	既入植者追加配分三口 防風林三口	既入植者追加配分一口 採草地一口 二反〇一八	既増反者追加配分一口 採草地一口 〇反三二一	団体配分一口 道路一口 四反三二九	既増反者追加配分一口 採草地一口 二反二二一	新増反者配分二口 農地二口 四反四一七	既増反者追加配分一口 道路一口 五反二〇七	既増反者追加配分一口 農地一口 二反七〇〇	既入植者追加配分一口 農地一口 四反五〇〇	既増反者追加配分一口 農地一口 二反七〇〇	既増反者追加配分一口 農地一口 二反七〇〇	既入植者追加配分四口 農地二口 五反三〇〇	既入植者追加配分四口 農地二口 五反三〇〇

